

# 北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱

平成 8 年 6 月 3 日  
北九州市告示第 1 9 4 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、商店街等における空き店舗の有効利用等を行うものに対し、補助金を交付することにより、商店街等の活性化を促進し、もって市内の小売業及びサービス業の振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「商店街等」とは、中小小売商業者の団体の構成員が小売業又はサービス業に属する事業を行っている市内の商店街及び小売市場のうち、現に商業活動が行われている店舗がおおむね 3 0 店舗以上近接して存するものをいう。

2 この要綱において「空き店舗」とは、商店街等における店舗であって、おおむね 3 月以上商業活動等が行われていないものをいう。

3 この要綱において「中小小売商業者の団体」とは、北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則（昭和 5 1 年北九州市規則第 1 0 号）第 2 条第 2 項に規定する中小小売商業者団体をいう。

4 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者をいう。

5 この要綱において「社会福祉法人」とは、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 2 条に規定する社会福祉法人をいう。

6 この要綱において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。

7 この要綱において「新規開業者」とは、新たに小売業又はサービス業に属する事業を開始しようとする者をいう。

## (補助金の交付対象等)

第 3 条 補助金の交付を受けることができるものは、別表に掲げる補助事業（以下「補助事業」という。）を行うもののうち、補助事業ごとに同表に定める補助対象者（大企業（事業を営む会社又は個人であって、中小企業者以外のものをいう。）の支配を受け、これと経済上一体をなすと認められるものとして別に市長が定めるものを除く。）とする。

2 前項の補助対象者は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。

(2) 法人の場合にあつては、その役員のうちに暴力団員がいないこと。

(3) 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。

(4) 自らの事業活動について暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請の際既に市の同種の補助金の交付又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業ごとに別表に定める補助金交付基準額のとおりとする。

(年度を超える補助事業)

第5条 災害復旧支援事業のうち、賃借料の補助申請を行う場合は、最大12か月分申請ができる。事業開始年度で交付決定した補助期間が12か月に満たない場合、12か月から既に決定された補助期間を差し引いた期間を次年度に補助申請することができる。次年度に補助申請をする場合、前条及び別表の規定にかかわらず、事業開始年度の補助期間と合算して12か月を超える部分及び事業開始年度からの当該補助事業に対する補助金相当額と通算して120万円を超える部分については、補助金の対象としない。

(事業計画の協議)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助事業の計画について市長と必要な協議を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金交付申請書を受け付けたときは、審査のうえ補助金を交付するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定による通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して20日以内に補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業実績報告書を受け付けたときは、審査のうえ予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第11条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第7条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第7条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、押印または署名等をするものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(1) 電子証明書による電子署名が付されたもの(マイナンバーカードや商業登記電子証明書など)

(2) 申請者から届け出があった電子メールアドレスから送信されたもの

(3) GビズIDによる認証を経たもの

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成8年6月3日から施行し、同日以後に開始される補助事業に係る補助金の交付について適用する。

(令和元年度及び令和2年度における補助事業の特例)

2 令和2年2月19日において現にクロサキメイト(北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号に所在する建物をいう。)で営業を行っている補助対象者に係る別表の規定の適用については、同表の開業支援事業の項補助金交付基準額の欄中「2分の1」とあるのは「2分の1(令和2年2月19日から令和3年3月31日までの間に補助金の交付決定を受けたものにあつては、5分の4)」と、「75万円」とあるのは「75万円(令和2年2月19日から令和3年3月31日までの間に補助金の交付決定を受けたものにあつては、120万円)」とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗等の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この要綱の施行の日以後に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この告示の施行の日の以後に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助金交付申請書を提出した者から適用し、同日前に補助金交付申請書を提出した者については、なお従前の例による。

(平成23年度及び平成24年度における補助事業の特例)

- 3 北九州市中心市街地活性化基本計画（小倉地区）及び北九州市中心市街地活性化基本計画（黒崎地区）に定められた計画区域内において行う第5条第2号又は第3号に規定する補助事業に係る改正後の同条及び別表の規定の適用については、この告示の施行の日から平成25年3月31日までの間は、同条各号列記以外の部分中「初年度」とあるのは「平成23年度」と、「次年度以降」とあるのは「平成24年度」と、同条第2号及び第3号中「初年度の補助事業の開始の日から起算して1年を超える部分及び初年度」とあるのは「平成23年度」と、「75万円」とあるのは「210万円」と、別表中「75万円」とあるのは「120万円」と、「125,000円」とあるのは「200,000円」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助金交付申請書を提出した者から適用し、同日前に補助金交付申請書を提出した者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

この告示は、令和2年2月19日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱の規定中災害復旧支援事業に関する部分は、令和4年4月19日以後に発生した火災、風水害等の災害に係る補助金の交付について適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗等の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この要綱の施行の日以後に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年5月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助金交付申請書を提出したものから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金交付要綱に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助対象者と決定された者から適用し、同日前に補助対象者と決定された者については、なお従前の例による。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

| 補助事業     |                                                                                                                                                   | 補助対象者                                                                                       | 補助金交付基準額                                                                                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名      | 事業内容                                                                                                                                              |                                                                                             |                                                                                                                                          |
| 開業支援事業   | 商店街等に存する空き店舗を賃借して、小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗として有効活用する事業                                                                                                | 中小企業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、個人、その他補助事業の対象となる空き店舗が存する商店街等の中小小売商業者の団体が誘致した者で市長が認めるもの | 賃借した空き店舗の改装（賃借後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるものの 2 分の 1 に相当する額（「通常枠」の場合、その額が 5 0 万円を超えるときは 5 0 万円、「若者・女性応援枠」の場合、その額が 7 5 万円を超えるときは 7 5 万円）。 |
| 災害復旧支援事業 | 商店街等（商店街等に近接する区域で市長が認めるものを含む。以下この項及び備考第 2 項において同じ。）に存する空き店舗等を使用し、又は賃借して、小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗（一時的に事業を行うためのものを含む。）として有効活用する事業（災害からの復旧を目的とするものに限る。） | 商店街等に存する小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗が過去 1 年間に火災、風水害等の災害により損害を受けた中小企業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、     | 使用し、又は賃借した空き店舗等の改装（最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの又は空き店舗等の賃借料のいずれかの 5 分の 4 に相当する額（その額が 1 2 0 万円を超えるときは、1 2 0 万円）                           |

|  |  |                                                                |  |
|--|--|----------------------------------------------------------------|--|
|  |  | 一般財団法人、個人、その他補助事業の対象となる空き店舗等が存する商店街等の中小小売商業者の団体が誘致した者で市長が認めるもの |  |
|--|--|----------------------------------------------------------------|--|

備考

- 1 空き店舗等とは、商店街等における店舗であって、現に商業活動が行われていないものをいう。